

しまね健康寿命延伸プロジェクト 減塩と野菜摂取促進ロゴマーク募集要項

1. 目的

島根県は、健康長寿日本一を目指して令和2年度より「しまね健康寿命延伸プロジェクト」において食生活、運動の改善に取り組んでいます。特に食生活では、「あと塩分-1g！素材のおいしさに気付くかも！」「あと野菜+70g！しまねの野菜でいい調子！」をキャッチコピーに「減塩」と「野菜摂取」を推進しています。

現在、スーパー・マーケットや飲食店等で提供される弁当や総菜、料理が健康に配慮された商品が増え、県民の皆さんのが自然と美味しく健康的な食事が食べられる環境づくりを進めているところです。

このため、健康に配慮された商品の目印となるようロゴマークを作成し、取組を広く県民へ周知することを目的に減塩と野菜摂取促進のロゴマークのデザインを募集します。

2. 主催者

島根県健康福祉部健康推進課

3. 募集内容

ロゴマークのデザインを制作するにあたっては、上記の目的のほか、以下を踏まえてください。

(1) ロゴマークのデザイン

- ・デザインは「減塩」、「野菜摂取」をそれぞれ作成してください。
- ・採用されたデザインは、取組名や啓発の文言を主催者で追加するため、印刷の際に全体のバランスを変更する場合があります。
- ・色数は自由としますが、拡大・縮小、白黒・単色で使用する場合もあります。

(2) ロゴマークに込めるイメージ

- ・「減塩」、「野菜摂取」がイメージできるデザインとしてください。
- ・若い世代から高齢者まで伝わる、誰でもわかりやすいデザインとしてください。

(3) ロゴマークの使用

- ・ロゴマークは、健康に配慮された商品やチラシ、パンフレットなどあらゆる場面での活用を想定しています。

4. 応募方法

(1) 別紙、応募用紙に以下の事項を御記入ください。

- ・応募者の氏名（ふりがな）
- ・年齢
- ・学校名、学年
- ・住所
- ・電話番号
- ・ロゴマークデザインとその説明（コンセプト）

(2) 応募作品の規格等

作品は応募用紙に手書きまたはデータで作成（JPEGまたはPNG形式）してください。

(3) 送付先

【手書きで応募する場合】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部健康推進課 健康増進第二係 宛

【データで応募する場合】

しまね電子申請サービスより応募

5. 応募要件

(1) 応募資格

食物や調理について学んでいる高校生、大学生、専門学校生

※グループでの応募も可能ですが、その場合代表1名を決め、その方が応募の手続きを行ってください。

(2) 応募件数

1人（1グループ）につき、何点でも応募できます。

6. 応募締め切り

令和6年1月19日（金）

7. 審査・公表

厳正な審査の上で公表します。審査結果は、応募者へ通知するとともに、プレスリリース等島根県ホームページおよびSNSで公表します。

8. 副賞

最優秀賞 1万円分のクオカード（1名）、優秀賞 5千円分のクオカード（2名）

9. その他

- (1) 応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する知的財産権の権利を侵害しないものに限ります。なお、規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消します。万が一、知的財産権の責任が問われた場合、主催者は、その責を一切負わないものとし、その責任・解決は、応募者の責任において対応することとします。
- (2) 作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字を付加し使用します。
- (3) 選考の結果、ふさわしいデザインがない場合は、未決定とする場合もあります。
- (4) 送付中に作品が届かなかった場合は、主催者は一切責任を負いません。
- (5) 応募に係る費用は、応募者の負担とします。また応募作品は、返却しません。
- (6) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。
- (7) 受賞の権利を、個人に譲渡または換金することはできません。
- (8) 採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）その他一切の権利は、県に帰属することとします。採用作品の制作者は、島根県の利用規程に基づき行う、利用・管理・処分等の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 選考過程において、個人を特定できる情報を避け、応募作品のみ公表する場合があります。

10. 問合せ先

島根県健康福祉部健康推進課 健康増進第二係

TEL : 0852-22-5685